

国

民

年

金

保険料の

妊娠・育児中のお母さんが対象

産前産後期間免除制度

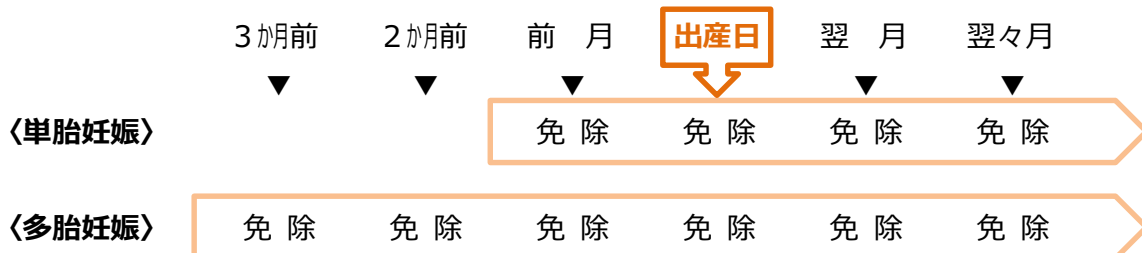
対象

- 国民年金第1号被保険者^⑨の方で、出産された方または出産予定の方

⑨ 厚生年金に加入中の方（第2号被保険者）や厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方（第3号被保険者）以外の方をいいます。

免除期間

- 出産予定日または出産日の属する月の前月から**4か月間**が免除となります。なお、多胎妊娠（赤ちゃんが2人以上の妊娠）の場合は、さらに出産予定日または出産日の属する月の3か月前から**6か月間**が免除となります。



メリット その1

産前産後期間の国民年金保険料が免除に！

産前産後期間として免除が決定された期間は、国民年金の保険料を納める必要がありません。※すでに納めている場合は還付されます。

メリット その2

免除を受けても将来の年金額は減りません！

免除を受けた期間は、国民年金の保険料を納めたのと同じ扱いとなりますので、将来の年金額が減ることはありません。

出産前でも、「出産予定日」の6か月前から受付できます

産前産後期間の免除を受けるには、届出が必要です ●届出の際は、①「母子健康手帳」②「マイナンバーカード」または基礎年金番号がわかる書類をご用意ください ●届出は出産してからでも可能です。この場合さかのぼって免除が受けられます ●現在、国民年金保険料の免除（全額・一部）または納付猶予を受けている方も該当しますので届出をしてください

届出・お問い合わせ

中標津町役場 住民保険課（1階・窓口②）

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

■TEL：0153-74-0845 ■担当：保険年金係